

ニ於テ選定セル場所ニ會長之ヲ召集シ重要事項ヲ協議決定ス
ルモノトス

但シ中央委員會ガ必要ト認メタル時會長ハ臨時之ヲ召集スル
事ヲ得

第十二條 大會ハ本則第十六條ノ規定ニ依リ選出セラレタル代議
員本部役員ヲ以テ組織ス

第十三條 大會ノ議長ハ會長ハ會長之ニ任ジ大會中ニ於ケル各種會合ノ
司會者タルモノトス

第十四條 議長ハ大會ノ開會ト共ニ左ノ各部ニ必要ナル若干名宛
大會委員ヲ任命スベシ

(イ) 代議員資格審査委員

(ロ) 會計審査委員

(ハ) 豫算編成委員

(ニ) 法規委員